

令和3年度第11号議案

令和3年度第4回

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会資料

件名：「健康増進事業の実施に関する事務」
に係る特定個人情報保護評価（全項目評価）の実施に伴う第三者点検について」

主管課：健康部健康推進課及び保健予防課

添付資料

- | | |
|-----------|-------------|
| (1) 諮問書 | p. 1 |
| (2) 諮問依頼書 | p. 2 ~ p. 3 |

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会
会 長 平 田 善 信 殿

江戸川区長 齊 藤 猛

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例の規定による諮問について（諮問）

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

1 諮問事項

「健康増進事業の実施に関する事務」に係る特定個人情報保護評価（全項目評価）の実施に伴う第三者点検について

2 諮問理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の改正に伴い、健康増進事業の実施に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うこととなった。

地方公共団体の機関は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務を行うに当たっては、特定個人情報保護評価を実施し、特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号）第 7 条第 4 項の規定により、全項目評価書の第三者点検を受けることが義務付けられている。

このことから、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、健康増進事業の実施に関する事務に係る全項目評価書の第三者点検を審査会に付すものである。

3 諮問関係資料

別紙諮問依頼書（写）のとおり

4 担当部課

健康部健康推進課及び保健予防課

写

21 健健送第 439 号
令和 3 年 8 月 20 日

総 務 部 長 殿

健 康 部 長

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について(依頼)

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記の事項について江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問願います。

記

1 諮問事項

「健康増進事業の実施に関する事務」に係る特定個人情報保護評価（全項目評価）の実施に伴う第三者点検について

2 諮問理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の改正に伴い、健康増進事業の実施に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うこととなった。

地方公共団体の機関は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務を行うに当たっては、特定個人情報保護評価を実施し、特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）第 7 条第 4 項の規定により、全項目評価書の第三者点検を受けることが義務付けられている。

このことから、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、健康増進事業の実施に関する事務に係る全項目評価書の第三者点検を江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会に付すものである。

3 しきい値判断について

「健康増進事業の実施に関する事務」は、対象人数が 30 万人以上であることから、規則第 4 条第 8 号イ若しくはロ又は第 6 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号のいずれにも該当せず、全項目評価を実施する対象となる。

- 4 区民意見公募（パブリックコメント）の状況について
規則第7条第1項に基づく区民意見公募の状況は次のとおりである。
- (1) 公募の期間
令和3年7月1日から7月30日まで
 - (2) 意見の件数
1件
 - (3) 主な意見
肯定的な意見であった。
 - (4) 規則第7条第4項に基づき見直しした部分
修正なし
- 5 実施時期（予定）
- | | |
|----------|---------------------|
| 令和 3年 7月 | 区民意見公募（パブリックコメント）実施 |
| 9月 | 審査会への諮問 |
| | 個人情報保護委員会へ評価書提出 |
| 令和 4年 6月 | 情報連携開始 |
- 6 担当部課
健康部健康推進課及び保健予防課
- 7 参考資料
- 【別添1】「健康増進事業の実施に関する事務 全項目評価書」の概要
 - 【別添2】「健康増進事業の実施に関する事務 全項目評価書」

令和3年度第12号議案

令和3年度第4回

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会資料

件名：「社会保障・税番号制度の導入に伴う保健衛生・生活衛生システムの変更について」

主管課：健康部健康推進課及び保健予防課

添付資料

- | | |
|-----------|--------------|
| (1) 諮問書 | p. 1 |
| (2) 諮問依頼書 | p. 2 ~ p. 12 |

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会
会 長 平 田 善 信 殿

江戸川区長 斉 藤 猛

江戸川区個人情報保護条例の規定による諮問について（諮問）

江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 2 項の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

- 1 諮問事項
社会保障・税番号制度の導入に伴う保健衛生・生活衛生システムの変更について
- 2 諮問理由
保健衛生・生活衛生システムで処理する、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に基づく健康増進事業（がん検診、歯周疾患検診、骨粗鬆症検診及び肝炎ウイルス検診）に関する業務に係る機能について、社会保障・税番号制度対応のために変更することが、江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 2 項に規定する保有個人情報の処理の変更に該当するため
- 3 諮問関係資料
別紙諮問依頼書（写）のとおり
- 4 担当部課
健康部健康推進課及び保健予防課

写

21 健健送第 438 号
令和 3 年 8 月 20 日

総 務 部 長 殿

健 康 部 長

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について(依頼)

江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 2 項の規定に基づき、下記の事項について江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問願います。

記

1 諮問事項

社会保障・税番号制度の導入に伴う保健衛生・生活衛生システムの変更について

2 諮問理由

保健衛生・生活衛生システム(以下「健康システム」という。)()で処理する、健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)に基づく健康増進事業(がん検診、歯周疾患検診、骨粗鬆症検診及び肝炎ウイルス検診)に関する業務(以下「検診業務」という。)に係る機能について、社会保障・税番号制度対応のために変更することが、江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 2 項に規定する保有個人情報の処理の変更に該当するため

平成 20 年 3 月諮問答申済み

3 実施目的

現在、江戸川区では、健康システムを利用して検診業務を行っている。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。)の改正に伴い、令和 4 年 6 月から検診業務も社会保障・税番号制度の対象事務となる。

番号法の改正に伴い、検診業務においても個人番号の利用が必要となるため、健康システムの検診業務に係る機能に、個人番号に関する機能の追加並びに取り扱う個人情報の項目に一次検診情報及び精密検査情報を追加することが必要となる。

既存の健康システムに個人番号に関する機能及び新たな個人情報の項目を追加することは、健康システムによる自治体間の情報連携が可能となり、検診業務に係る事務の円滑な実施を図り、もって更なる区民サービスの向上を目的とするものである。

4 実施時期（予定）

令和 3年 9月 審査会への諮問
 10月 システム改修
 令和 4年 6月 特定個人情報ファイルの保有開始
 システム稼働

5 担当部課

健康部健康推進課（以下「健康推進課」という。）
 健康部保健予防課（以下「保健予防課」という。）

6 システム及び業務の内容

項目	内容
業務の内容	1 がん検診業務 受診勧奨通知の対象者抽出、検診データの管理 2 歯周疾患検診業務 受診勧奨通知の対象者抽出、検診データの管理 3 骨粗鬆症検診業務 検診データの管理 4 肝炎ウイルス検診業務 検診データの管理 システム構成図は、別紙1「健康部 健康システム：保健衛生・生活衛生システム（保健所業務パッケージ）全体イメージ」を参照
追加するシステムの機能	1 追加して管理する情報の項目 最新の個人番号、一次検診情報及び精密検査情報の項目を追加して管理する。 2 個人番号の検索・照会処理機能 3 個人番号の出力・印字機能 4 個人番号の証跡管理機能
システムの構成	1 ハードウェア （1）サーバー等 業務システムに必要なサーバー等については、全庁 LAN で用意

項 目	内 容
	<p>するハードウェアを利用する。</p> <p>(2) 端末機器 全庁 LAN 端末を利用する。</p> <p>(3) プリンタ 全庁 LAN プリンタを利用する。</p> <p>2 ソフトウェア 既存の健康システム (パッケージソフト) を利用する。</p> <p>3 ネットワーク 全庁 LAN のネットワークを利用する。</p>
システムの変更方法	<p>現在、健康システムの運用を委託している事業者(以下「委託事業者」という。) ()に既存のパッケージソフトウェアの追加機能開発を依頼し、システム変更を行う。</p> <p>委託事業者 日本コンピューター株式会社 (埼玉県さいたま市大宮区大門町三丁目 42 番 5 号) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークの使用許諾及び情報マネジメントシステム認定センターが運用する ISMS 適合性評価制度において ISMS 認定を取得済み</p>
システムの運用方法	<p>1 管理体制 江戸川区保健衛生・生活衛生システム運用規程第 4 条により以下のとおり管理する。</p> <p>(1) 統括管理者 健康部健康推進課長 (以下「健康推進課長」という。)</p> <p>(2) 運用管理者 健康部健康推進課計画係長</p> <p>(3) 業務管理者 健康推進課長及び健康部保健予防課長 (以下「保健予防課長」という。)</p> <p>(4) 業務運用管理者 健康推進課及び保健予防課に所属する職員のうち、業務管理者が指名する職員</p> <p>2 システム利用者 健康推進課及び保健予防課に所属する職員のうち、統括管理者が必要と認め、ユーザ ID を付与又は貸与する職員</p> <p>3 システム保守及び障害対応 変更後の保守及び障害対応についても委託事業者へ委託する。</p>

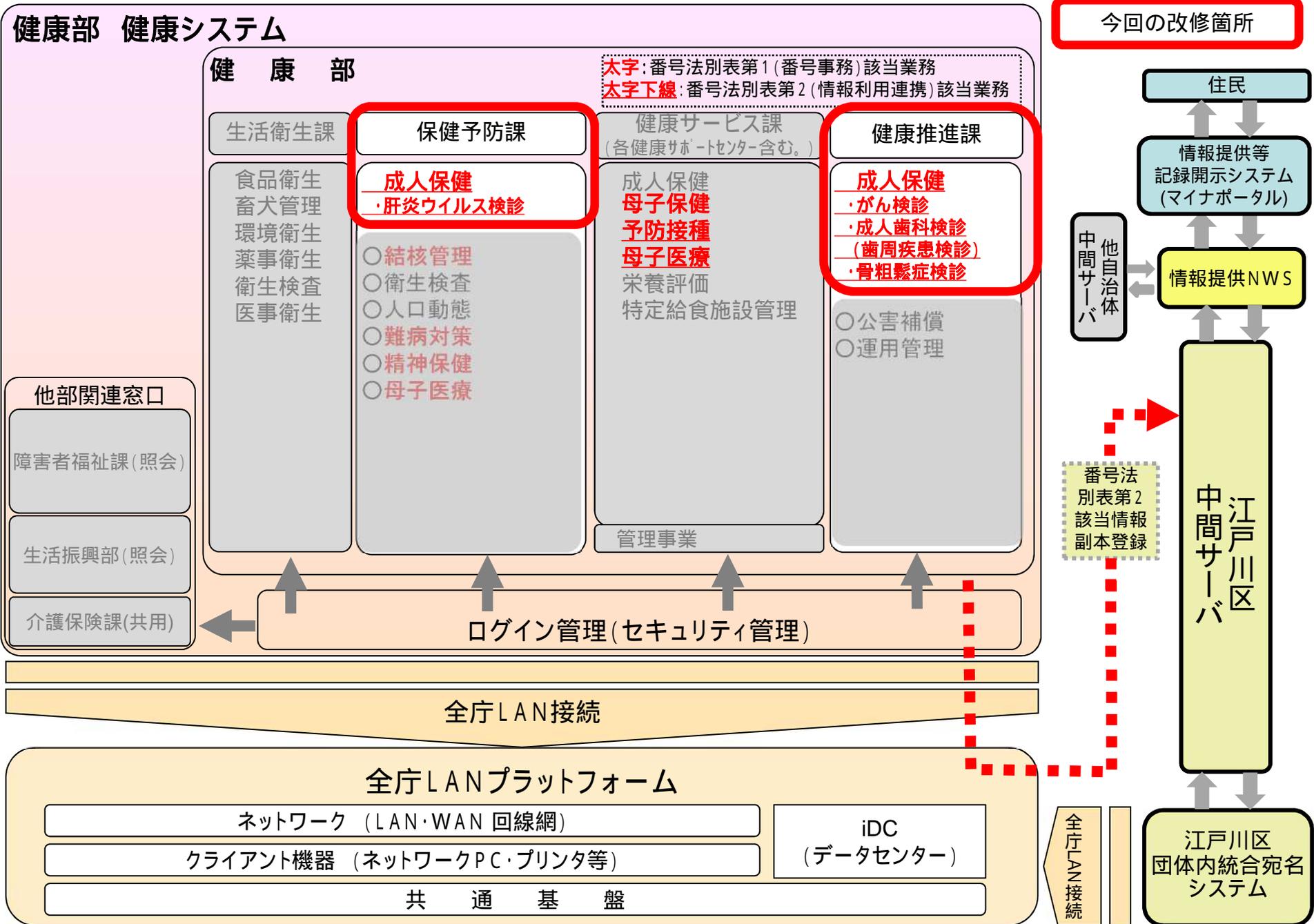
項目	内容
	なお、全庁 LAN 端末の動作障害については、経営企画部 DX 推進課へ作業を依頼することにより対応する。

7 個人情報の保護対策

項目	内容
対象者	検診業務の対象者
情報の内容	既存の個人情報に、個人番号、一次検診情報及び精密検査情報の項目を追加する。
管理責任体制	<p>1 がん検診業務、歯周疾患検診業務及び骨粗鬆症検診業務 保護管理責任者 健康推進課長 保護管理事務取扱者 健康部健康推進課健診係長</p> <p>2 肝炎ウイルス検診業務 保護管理責任者 保健予防課長 保護管理事務取扱者 健康部保健予防課感染症対策係長</p>
実施機関の対策	<p>1 物理的セキュリティ対策 (1) 健康システムで扱う全てのデータは、データセンター (iDC) に設置したサーバーにて管理する。 (2) 健康システムで利用する端末機器は、盗難等を防ぐため、セキュリティワイヤーにより所定のデスクに固定する。セキュリティワイヤーの鍵は、保護管理責任者の指定する職員が管理する。</p> <p>2 人的セキュリティ対策 システム利用者に対し、江戸川区情報セキュリティポリシー第3章「江戸川区情報管理安全対策基準 8.人的セキュリティ」に規定する利用者の責務を徹底する。</p> <p>3 運用上のセキュリティ対策 (1) 全庁 LAN 端末の認証機能を利用し、全庁 LAN 統括管理者が利用者ごとに付与又は貸与する IC カード及びパスワードにより利用者認証を行う。 (2) 操作状況については、ログを取得し、定期的に監視、分析を行う。 (3) 全庁 LAN 端末のウイルス対策ソフトウェアにより、ウイルス対策を行う。</p>

8 江戸川区情報セキュリティポリシーへの対応

別紙 2 「江戸川区保健衛生・生活衛生システム運用規程 (案)」のとおり



江戸川区保健衛生・生活衛生システム運用規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、江戸川区情報管理安全対策要綱(平成14年4月1日区長決裁14経情工1-12第1号。以下「対策要綱」という。)及び江戸川区情報管理安全対策基準(平成14年4月1日区長決裁14経情工1-12第1号。以下「対策基準」という。)に基づき、電子計算組織共有基盤(以下「全庁LAN」という。)を利用して稼動する江戸川区保健衛生・生活衛生システムの管理運用について必要な事項を定め、以って情報セキュリティの維持と保健所業務の効率的な執行を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において用いる用語の意義は、江戸川区個人情報保護条例(平成6年3月江戸川区条例第1号。以下「個人情報保護条例」という。)江戸川区個人番号の利用に関する条例(平成27年10月30日条例第30号。以下「個人番号利用条例」という。)電子計算組織の管理運営に関する規則(平成13年3月江戸川区規則第38号。以下「電算規則」という。)対策要綱、対策基準及び全庁情報システムネットワーク運用規程(平成14年4月1日施行。以下「全庁LAN運用規程」という。)において定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 保健所システム 区が実施する保健衛生及び生活衛生業務の効率化や情報の共有化を目的に処理を行う江戸川区保健衛生・生活衛生システムをいう。

(2) サブシステム 保健所システムの機能の一部を構成する情報システムをいう。

（機能と構成）

第3条 保健所システムの提供するサブシステムの名称及び機能は、別表1に定めるとおりとし、機能の詳細は別に定める。

2 保健所システムは、アプリケーションサーバ、データベースサーバ等のハードウェア機器及び保健所システムアプリケーションプログラム、ミドルウェア等のソフトウェアで構成し、全庁LANのネットワーク、全庁LAN端末(以下「LAN端末」という。)全庁LANプリンタ(以下「LANプリンタ」という。)等を利用して運用する。

3 データは、原則としてデータベースサーバのみに保存するものとし、LAN端末、アプリケーションサーバ及びファイルサーバには、一時処理するものを除き保存しないものとする。ただし、業務の性質上、LAN端末又はファイルサーバ上に保存しての作業が必要なものについては、当該データにパスワードを設定して保存し、保健所システム個人情報管理簿にデータの保存状況と作業内容を記載することにより管理し、作業完了後は速やかにデータを消去するものとする。

4 データベースサーバへのアクセスは、各LAN端末からの処理要求を実施するアプリケーションサーバからのみ可能とし、保健所業務取扱担当以外の一般のLAN端末からの直接のアクセスが不能となるよう経路制御を行い、不正アクセス等を防止する。

5 保健所システム内へのコンピュータウィルスの侵入に備え、保健所システムのハードウェア機器にウイルス対策用のソフトウェアを導入するものとする。

6 前項に規定するウイルス対策用のソフトウェアのパターンファイルの更新は、原則として毎日定時に行うものとする。ただし、緊急時には直ちに行う。

7 保健所システムのハードウェア機器にインストールされたオペレーションシステムその他のミドルウェアの脆弱性が発見され、当該ソフトウェアの開発元から対策用ソフトウェアが配付された場合は、適用による保健所システムの不具合の発生がないことを確認した上で、速やかに当該ソフトウェアを適用するものとする。

（管理体制）

第4条 保健所システムに係る情報セキュリティを維持し、その適正な管理及び効率的な運用を図るため、保健所システム統括管理者(以下「統括管理者」という。)を置き、健康部健康推進課長を以って充てる。

2 統括管理者を補佐するため、保健所システム運用管理者(以下「運用管理者」という。)を置き、健康部健康推進課(以下「健康推進課」という。)に所属する職員のうちから統括管理者が指名した者を以って充てる。

3 保健所システムの適正な運用を図るため、保健所システム業務管理者(以下「業務管理者」という。)を置き、サブシステム利用業務の主管課長を以って充てる。

4 各業務管理者の所管事項は次のとおりとする。

- (1) 健康推進課長 江戸川区の組織に関する規則（昭和40年3月江戸川区規則第8号。以下「組織規則」という。）第12条の3に規定する健康推進課分掌事務及び江戸川区保健所処務規程（昭和50年4月江戸川区訓令甲第3号。以下「保健所処務規程」という。）に関する業務のサブシステム利用並びに保健所システムの管理に関するサブシステム利用並びにそれに伴う利用者登録及び研修の実施、規程の策定その他必要な業務。
 - (2) 地域保健課長 組織規則第12条の3に規定する地域保健課分掌事務及び保健所処務規程に関する業務のサブシステム利用並びにそれに伴う利用者登録及び研修の実施、規程の策定その他必要な業務。
 - (3) 健康サービス課長 組織規則第12条の3健康サービス課分掌事務及び保健所処務規程及び江戸川区健康サポートセンター処務規程（平成15年3月江戸川区訓令甲第6号）に関する業務のサブシステム利用並びにそれに伴う利用者登録及び研修の実施、規程の策定その他必要な業務。
 - (4) 保健予防課長 組織規則第12条の3に規定する保健予防課分掌事務及び保健所処務規程に関する業務のサブシステム利用並びにそれに伴う利用者登録及び研修の実施、規程の策定その他必要な業務。
 - (5) 生活衛生課長 組織規則第12条の3に規定する生活衛生課分掌事務及び保健所処務規程に関する業務のサブシステム利用並びにそれに伴う利用者登録及び研修の実施、規程の策定その他必要な業務。
- 5 e-SHIP 担当者の外、各課における保健所システムの利用に関する調整を行うため、保健所システムリーダー及びそれを補佐する保健所システムサブリーダー（以下「保健所システムリーダー等」という。）並びに各課における、保健所システムの利用者登録を処理する課ユーザ管理者及びサブシステムごとの業務を調整する業務運用管理者を置き、各課に所属する職員のうち業務管理者が指名した者を以って充てる。

（情報の管理）

第5条 保健所システムにおける情報資産のうち、対策基準の5に定める秘密情報に分類される情報（以下「秘密情報」という。）の種別並びに重要性及び管理の方針は、次のとおりとし、その重要性に応じて適切な管理を行うものとする。

情報の種別	重要性及び管理の方針
(1) 個人情報	特に保護の必要性が高い情報 個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報及び個人情報利用条例第2条第2号に規定する特定個人情報をいう。 業務管理者は、個人情報保護条例第11条に規定する個人情報保護管理責任者として、厳正な管理を行うよう所属職員を指導する。
(2) 事業者情報	特に保護の必要性が高い情報 個人情報保護条例第2条第10号に規定する事業者に係る情報をいう。 業務管理者は、個人情報保護条例第11条に規定する個人情報保護管理責任者として、厳正な管理を行うよう所属職員を指導する。
(3) 保健所システムの運用管理に要する情報のうち次に掲げるもの ア 利用者の管理に関する情報 イ 利用の記録 ウ 運用管理に関するドキュメント	保護の必要性が高い情報 統括管理者、業務管理者、各課ユーザ管理者及び運用管理者のみがアクセス権限を有するものとし、保健所システムの運用管理に必要な場合を除き、画面表示、帳票出力及び外部媒体への複写は行わないものとする。ただし、経営企画部DX推進課長及び全庁LANを管理する担当職員は、必要に応じて参照できるものとする。 利用の記録については、バックアップテープに記録し、第8条に定める管理区域内に保管するとともに、災害に備え、安全な場所に保管する。 運用設計書、運用手順書等の運用管理に関するドキュメントで紙媒体のものは、施錠管理ができる場所に保管し、鍵は運用

	管理者が保管する。
--	-----------

(利用者資格)

第6条 保健所システムの利用者は、DX推進課によりユーザIDを貸与された江戸川区職員(再任用職員、会計年度任用職員を含む。)のうち、統括管理者及び業務管理者(以下、「統括管理者等」という。)が、その事務事業の執行上、保健所システムの利用が必要であると認めたとする。ただし、業務の執行上、統括管理者等が必要と認め、DX推進課によりユーザIDを貸与された第1号及び第2号に該当する委託職員等に利用者資格を付与することが出来る。

(1) 江戸川区健康部委託契約職員及び派遣労働者(以下、「委託職員等」といい、医師、保健師、栄養士、歯科衛生士、理学・作業療法士、看護師、助産師、心理相談員、心理判定員、心理指導員、発達相談員、グループワーカー、ソーシャルワーカー、臨床心理士及び臨床検査技師の医療専門職として雇用されるもの)。

(2) 保健所システムの運用管理の外部委託に伴い、これを受託した事業者が派遣する従事者(以下「派遣従事者」という。)

2 業務管理者は、前項の規定により、江戸川区職員、委託職員等及び派遣従事者に利用者資格を付与した場合は、付与した状況を、保健衛生・生活衛生システム(保健所システム)システム利用者追加・廃止報告書(第1号様式)(以下「第1号様式」という。)により、統括管理者に報告しなければならない。

3 第1項第1号に規定する委託職員等が、契約締結後、利用者資格を付与される場合は、当該契約を締結した課の業務管理者に対し、秘密保持誓約書(第2号様式)を提出しなければならない。

4 委託職員等及び派遣従事者が、契約を更新する場合は、既存のユーザID及び利用者資格を継続して利用することが出来る。この場合、第2項に規定する報告を行うものとする。

5 第1項ただし書きの規定に基づき利用者資格を付与する場合及び前項の規定に基づき既存のユーザID及び利用者資格を継続して利用する場合は、業務管理者は、委託先事業者との委託契約書又は覚書等の文書により、利用者による本規程の遵守及びID、パスワードの適切な管理、違反時の措置等の情報セキュリティ対策を定めなければならない。

6 業務管理者等は、利用者において対策要綱、対策基準及びこの規程への違反等があった場合は、当該利用者の利用権限を取り消すことができる。

(利用者の区分及び権限)

第7条 統括管理者等は、情報セキュリティを維持するため、前条に規定する健康システムの利用者の区分、所属、役職又は業務上の必要性に基づき、利用者に付与する利用権限とその期間を制限するものとする。

2 利用者の区分及び統括管理者から付与される権限は、次のとおりとする。

(1)システム管理者 運用管理者及び派遣従事者を以って充てる。保健所システムの運用に関わる全ての権限を付与される。

(2) 運用担当者 各課に所属する職員のうち、業務管理者等が指定した者を以って充てる。サブシステムにおける保健所業務の運用に必要な権限が付与される。

(3) 一般職員 前2号に規定する職員以外の職員のうち次号に規定する職員を除いた者とする。第2条第2号に規定するサブシステムにおける運用担当者のみが利用する機能を除いた機能を利用するのに必要な権限が付与される。

(4) 会計年度任用職員・委託職員等 第6条第1項に規定する江戸川区職員のうち会計年度任用職員及び再任用職員並びに委託職員等とする。前号に規定する権限のうち、承認又は決定を行う権限を除いたものが付与される。ただし、当該職員の担当する事務の内容により必要がある場合で、業務管理者等が認めるときは、一般職員と同じ権限を付与することができる。

3 前項の規定にかかわらず、統括管理者は、業務上の必要性に応じて、特定の所属の職員に対して、特別の権限を付与することができる。

(機器、装置の設置場所)

第8条 保健所システムを構成する機器等は、クライアント機器等(端末及びプリンタ並びにスキャナ等をいう。)を除き、経営企画部DX推進課(以下「DX推進課」という。)が管理するインターネットデータ

センター（以下「iDC」という。）内の管理区域に設置し、DX推進課長は、全装置の記録を作成し、適正な管理を行わなければならない。

2 前項に規定する保健所システムを構成する機器等は、施錠管理できるサーバラック内に設置し、その鍵はDX推進課長から運用管理を受託するiDC運用管理者が保管する。

（職員等の役割と責任）

第9条 保健所システムにおける情報セキュリティに関する利用者の権限、役割及び責任は、次に定めるとおりとする。

(1) 統括管理者

ア 保健所システムの効率的かつ円滑な運用を図ること。

イ 保健所システムの障害時において、第15条に規定する障害時の対応手順に従い、システムの復旧を図ること。ただし、ハードウェア並びにそれに付随するオペレーションシステム及びミドルウェア等については、DX推進課が復旧を行う。

ウ 保健所システム全体のセキュリティ管理を行うとともに、保健所システムで扱う情報資産について、必要かつ十分な保護対策を講じること。

エ 不正アクセスや情報の漏洩等に備えて、保健所システムへのアクセス等の記録を常に記録し、定期的にアクセス記録の監視、分析を行い、保健所システムの適正な運用管理を行うこと。

オ 保健所システムの利用者管理、ユーザ登録及び利用端末の登録を行うこと。

カ 保健所システム利用者を対象に、保健所システムの操作、利用上のルール等に関する研修を実施し、保健所システム利用における情報セキュリティ対策の内容を理解させ、実践するよう啓発すること。

キ 情報セキュリティ対策について外部委託事業者に遵守させ、責任体制を明確化すること。

ク 保健所システムに係る設計書等のドキュメントを管理すること。

(2) 運用管理者

統括管理者を補佐し、保健所システムの効率的かつ円滑な運用と情報セキュリティ対策に係る事務を遂行し、適宜、統括管理者にその運用管理状況を報告すること。

(3) 業務管理者（情報セキュリティ管理者）

ア 所管する職員等に保健所システムの情報セキュリティ対策を遵守させ、業務上扱う個人情報などの秘密情報の保護を図るとともに、情報資産の亡失及び漏えいを防止すること。

イ 保健所システムを活用し、所管の事務事業の円滑かつ効率的な執行を図ること。

(4) 保健所システムリーダー等

業務管理者を補佐し、保健所システムの効率的かつ円滑な運用と情報セキュリティ対策に係る事務を遂行するとともに、課内の利用の調整を行うこと。

(5) 業務運用管理者

業務管理者を補佐し、サブシステムの効率的かつ円滑な運用と情報セキュリティ対策に係る事務を遂行するとともに、サブシステムの利用に関する調整を行うこと。

(6) 利用者

対策要綱、対策基準及びこの規程を遵守し、保健所システムを適正に利用すること。

（アクセスの制御）

第10条 利用者が保健所システムへアクセスするときは、LAN端末において、全庁LAN利用者に対し配布されるICカードを利用しPIN（パスワード）を入力することにより全庁LANのシングルサインオン機能にて利用者の認証を行うこととする。

2 利用者の利用できる機能は、サブシステムごとに運用管理者が定め、各サブシステムを主管する各課ユーザ管理者が各課の利用者の操作者権限を付与するものとする。

3 新規に保健所システムの利用が必要となった職員等のある場合、その業務の主管課長等が全庁LANユーザID及びICカードの新規発行をDX推進課指定の様式により申請の上、各課ユーザ管理者が利用者の追加・廃止の登録処理を実施の上、業務管理者は、登録状況を第1号様式により、統括管理者に報告するものとする。

（利用時の制限）

第11条 利用者は、業務目的以外の目的で保健所システムを利用してはならない。

- 2 第5条の表に規定する秘密情報を出力した帳票については、原則として施錠可能なキャビネットに保管するものとする。
- 3 第5条の表に規定する秘密情報は、原則として外部媒体に複写してはならない。ただし、業務上の必要により外部委託事業者等に対し引き渡す場合は、この限りでない。
- 4 前項ただし書の規定により、秘密情報を出力し、複写するときは、当該秘密情報は、業務上必要な場合を除き、原則としてEUC端末を利用し、EUC端末利用管理簿により利用状況を記載し、管理しなければならない。
- 5 前項に規定するEUC端末以外の端末を利用し抽出したデータを、職員等が保健所システム外でデータの加工又はデータを蓄積した処理を継続的に実施する場合は、当該業務の業務管理者は、速やかに「保健衛生・生活衛生システム(保健所システム)EUC出力による個人情報取り扱い業務連絡票(第3号様式)」により統括管理者に届出をしなければならない。この届出により保健所システム外での処理が必要と認められた業務の名称は、別表2に定めるとおりとする。
- 6 前項の規定により届け出た業務以外で、臨時的な作業を実施する場合、業務管理者は、作業開始までに「保健所システム作業申告・環境設定依頼書(第4号様式)」により統括管理者に対し、当該作業内容及び担当者を申告し、必要な作業を依頼しなければならない。
- 7 前3項の秘密情報を含む帳票及び外部記憶媒体を保管する場合は、紛失及び盗難を防止するための措置を講じることとし、廃棄する場合は、裁断又は粉碎等情報の漏えいのないよう措置しなければならない。
- 8 第5条の表に規定する秘密情報は、電子メール又は第15条の2で定めるWEL-SUPPORTで送付してはならない。
- 9 全庁LANを基盤とする各情報システム以外で作成された電磁的記録を保健所システムに登録するときは、必ずウィルスチェックを行わなければならない。
(システムの運用及び記録)

第12条 統括管理者は、保健所システムの適正な運用を図るため、次に定める事項について記録するものとする。

- (1) 保健所システムのアプリケーションサーバの操作についての記録。
- (2) 保健所システムへのアクセスについての記録。
- (3) データベースサーバのデータの作成、更新及び複写等の記録。
- (4) 帳票及びデータの出力の記録。
- 2 前項の記録の保存期間については、改ざん及び紛失のないよう施錠管理し、各サブシステムの根拠法等に基づく保存年限(ただし、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第23条第1項に規定する記録にあっては7年)を原則とし、必要に応じて当該サブシステムの業務管理者が別に定める。
- 3 統括管理者は、セキュリティ事故又はシステム障害に対応し、迅速な保健所システムの復旧を図るため、必要な情報資産についてバックアップデータを作成するものとする。
- 4 前項に規定するバックアップデータを記録した媒体は、iDC内の管理区域に保管するものとする。
- 5 バックアップデータの保管を外部委託する場合は、その媒体を授受した記録を残しておかななければならない。
(他システムとの連携)

第13条 保健所システムの情報資産を利用する情報システム又は保健所システムと連動する情報システムを開発又は導入する場合、当該情報システムの情報セキュリティ管理者は、あらかじめ統括管理者に協議の申入れをしなければならない。

(委託先の規制)

第14条 統括管理者は、保健所システムの運用管理等の業務を外部委託するときは、個人情報保護条例第29条に基づき、江戸川区個人情報保護条例施行規則(平成6年9月江戸川区規則第54号)第14条、江戸川区特定個人情報の安全管理に関する基本方針及び特定個人情報の取扱いに関する管理規程に規定する項目を委託契約書に明記するとともに、その遵守を徹底させなければならない。

- 2 前項の規定により、外部委託を行う場合において、統括管理者は、派遣従事者の監督を厳格に行わなければならない。

3 派遣従事者は、対策要綱、対策基準及びこの規程を遵守し、適正に業務を行わなければならない。
(セキュリティインシデントに対する対応)

第 15 条 利用者は、保健所システムに係る不正アクセス、情報の漏えい及びコンピュータウイルス等のセキュリティ事故又は重大なシステム障害等(以下「セキュリティインシデント」という。)を発見したときは、速やかに業務管理者に報告しなければならない。

2 業務管理者は、前項の報告を受けたときは、当該セキュリティインシデントの状況を確認し、統括管理者に速やかに報告しなければならない。

3 統括管理者は、セキュリティインシデントが保健所システムの稼働不能となる重大なものであったときは、必要に応じ全庁 LAN を運用管理する DX 推進課長と協議のうえ、全庁 LAN との接続を切断し、又は保健所システムを停止し、速やかに対策を講じなければならない。

4 統括管理者は、前項の措置を講じた重大なセキュリティインシデントについて、その事故内容、事故原因、確認した被害状況、影響範囲等を情報セキュリティ統括者(経営企画部長)に報告するとともに、保健所システム及びデータの復旧並びに再発防止のための必要な措置を講じなければならない。

5 第 3 項に規定する重大なセキュリティインシデントによる保健所システムの停止等に対応するための代替措置については、統括管理者が別途定める。

(軽微な障害等の対応)

第 15 条の 2 統括管理者等が、前条に規定するセキュリティインシデントではなく、保健所システムの運用管理の外部委託に伴いこれを受託した事業者が対応できる範囲の日常的な障害等であると判断した案件については、当該事業者が保健所システムとは別に用意する障害等案件管理システム(以下「WEL-SUPPORT」という。)により状況の連絡及び対応の管理を行う。

2 WEL-SUPPORT を利用する権限については、第 6 条で定める保健所システムの利用権限とは別に、統括管理者が業務管理者に ID・パスワードを付与する。

3 WEL-SUPPORT の利用に当たって、業務管理者は指定する職員に当該 ID・パスワードを付与し、案件の管理を行わせることができる。

4 WEL-SUPPORT を利用して必要な資料データを提供する場合は、データを暗号化するものとする。

(委任)

第 16 条 この規程に定めるもののほか、保健所システムの運用、管理及び情報セキュリティの確保に必要な事項は、統括管理者が別に定める。

別表 1 (第 3 条関係)(個人番号利用に関するシステム改修関連業務のみ抜粋)

	サブシステムの名称	機能
1	成人保健	健診準備、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、乳がん検診、子宮がん検診、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診、成人歯科検診、口腔がん検診、骨粗鬆症検診、教育・相談、訪問・フォロー、リハビリ、健康管理

別表 2 (第 11 条関係)

(省略)

付 則

(省略)

令和3年度第13号議案

令和3年度第4回

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会資料

件名：「「予防接種に関する事務」に係る特定個人情報保護評価（全項目評価）の再実施に伴う第三者点検について」

主管課：健康部健康サービス課、保健予防課及び新型コロナウイルス感染症ワクチン接種担当課

添付資料

- | | |
|-----------|-------------|
| (1) 諮問書 | p. 1 |
| (2) 諮問依頼書 | p. 2 ~ p. 3 |

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会
会 長 平 田 善 信 殿

江戸川区長 齊 藤 猛

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例の規定による諮問について（諮問）

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

1 諮問事項

「予防接種に関する事務」に係る特定個人情報保護評価（全項目評価）の再実施に伴う第三者点検について

2 諮問理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 28 条において、地方公共団体の機関は、特定個人情報ファイルを保有するに当たっては、特定個人情報保護評価を実施し、特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）第 7 条第 4 項の規定により、全項目評価書の第三者点検を受けることが義務付けられている。この規定に基づき、江戸川区の予防接種に関する事務の全項目評価書（以下「予防接種評価書」という。）については、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）において、平成 28 年 11 月に第三者点検を受け、既に当該事務を実施しているところであるが、令和 3 年度に予防接種評価書の内容に変更が生じることとなった。

番号法により、行政機関の長等は、保有する特定個人情報ファイルに規則で定める「重要な変更」を加えるときは、当該変更を加える前に、特定個人情報保護評価を再実施することが義務付けられていることから、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号に基づき、全項目評価書の第三者点検を審査会に付すものである。

3 諮問関係資料

別紙諮問依頼書（写）のとおり

4 担当部課

健康部健康サービス課、保健予防課及び新型コロナウイルス感染症ワクチン接種担当課

写

21 健保送第 418 号
令和 3 年 8 月 27 日

総 務 部 長 殿

健 康 部 長

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について(依頼)

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記の事項について江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問願います。

記

1 諮問事項

「予防接種に関する事務」に係る特定個人情報保護評価（全項目評価）の再実施に伴う第三者点検について

2 諮問理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 28 条において、地方公共団体の機関は、特定個人情報ファイルを保有するに当たっては、特定個人情報保護評価を実施し、特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）第 7 条第 4 項の規定により、全項目評価書の第三者点検を受けることが義務付けられている。この規定に基づき、江戸川区の予防接種に関する事務の全項目評価書（以下「予防接種評価書」という。）については、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）において、平成 28 年 11 月に第三者点検を受け、既に当該事務を実施しているところであるが、令和 3 年度に予防接種評価書の内容に変更が生じることとなった。

番号法により、行政機関の長等は、保有する特定個人情報ファイルに規則で定める「重要な変更」（ ）を加えるときは、当該変更を加える前に、特定個人情報保護評価を再実施することが義務付けられていることから、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号に基づき、全項目評価書の第三者点検を審査会に付すものである。

「重要な変更」とは、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響が大きい変更として特定個人情報保護評価指針（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 4 号）で定めるものである。

3 再実施が必要な理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定による予防接種事務及び新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務を実施するに当たり、予防接種評価書の特定個人情報ファイルを取扱う事務の内容及び特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策等の内容を変更することが規則で定める「重要な変更」に該当するため。

なお、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、既に実施しているが、緊急性が高く、事前に再実施を行うことが困難であると想定されたため、規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適応対象となることが国から示されたことにより、今回事後評価として実施するものである。

4 変更項目

【別添1】「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」の（別添3）変更箇所を参照

5 区民意見公募（パブリックコメント）の状況

規則第7条第1項に基づく区民意見公募の状況は次のとおりである。

（1）公募の期間

令和3年7月1日から7月31日まで

（2）意見の件数

1件

（3）主な意見

素晴らしいと思います。

（4）規則第7条第4項に基づき見直しした部分

修正なし

6 実施時期（予定）

令和3年 7月 区民意見公募（パブリックコメント）実施

9月 審査会への諮問

予防接種評価書を特定個人情報保護委員会へ提出

7 担当部課

健康部健康サービス課、保健予防課及び新型コロナウイルス感染症ワクチン接種担当課

8 参考資料

【別添2】「予防接種に関する事務 全項目評価書」の概要

令和3年度第14号議案

令和3年度第4回

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会資料

件名：「母子手帳アプリ等「ぴよナビえどがわ」
を活用した新生児訪問申請及び産後母親
アンケートの電子化に伴う外部結合につ
いて」

主管課：健康部健康サービス課

添付資料

- | | |
|-----------|-------------|
| (1) 諮問書 | p. 1 |
| (2) 諮問依頼書 | p. 2 ~ p. 9 |

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会
会 長 平 田 善 信 殿

江戸川区長 齊 藤 猛

江戸川区個人情報保護条例の規定による諮問について（諮問）

江戸川区個人情報保護条例第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

- 1 諮問事項
母子手帳アプリ等「ぴよナビえどがわ」を活用した新生児訪問申請及び産後母親アンケートの電子化に伴う外部結合について
- 2 諮問理由
母子手帳アプリ等「ぴよナビえどがわ」が江戸川区の電子計算組織と結合することが、江戸川区個人情報保護条例第 15 条第 1 項に規定する区の機関以外の電子計算組織との通信回線による結合に該当するため
- 3 諮問関係資料
別紙諮問依頼書（写）のとおり
- 4 担当部課
健康部健康サービス課

写

21 健サ送第 409 号
令和 3 年 8 月 25 日

総 務 部 長 殿

健 康 部 長

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について（依頼）

江戸川区個人情報保護条例第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問願います。

記

1 諮問事項

母子手帳アプリ等「ぴよナビえどがわ」を活用した新生児訪問申請及び産後母親アンケートの電子化に伴う外部結合について

2 諮問理由

母子手帳アプリ等「ぴよナビえどがわ」が江戸川区（以下「区」という。）の電子計算組織と結合することが、江戸川区個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 15 条第 1 項に規定する区の機関以外の電子計算組織との通信回線による結合に該当するため

3 実施目的

現在、区では、ハガキによる郵送申請、電話による申請及び健康サポートセンターでの窓口申請により、年間約 3,000 件の新生児訪問申請を受け付けている。また、新生児訪問時には、産後母親アンケートを行い保健師等の専門職が産後うつ傾向や育児状況等を確認し、児童虐待予防の対策を講じている。

新生児訪問の申請から訪問までには、最短でも 2 週間を要し、また、電話や窓口での申請においては、受付が開庁時間に限られることや窓口へのアクセスが悪いこと等から、対応の初動の緩慢さが課題となっている。

さらに、新型コロナウイルス感染症による訪問希望者の減少や里帰りの長期化により、専門職の訪問による面会の機会が減少している。一方で、産後 1 か月程度の産婦は、生理的にマタニティブルーを引き起こしやすいことが知られており、加えて、コロナ禍での育児は抑うつを助長しかねず、相談しやすい環境の検討と支援が必要な産婦の早期発見の工夫が求められている。

これらの状況を踏まえて、母子手帳アプリ「ぴよナビえどがわ」及び WEB 版「ぴよナビえどがわ」（以下「アプリ等」という。）を用いた、新生児訪問申請及び産後母親アンケートの収集を可能とすることとした。

アプリ等を活用し電子化することは、産婦等の新生児の保護者の負担軽減や育児状況

の早期把握による児童虐待の未然防止を図り、もって区民の福祉向上を目的とするものである。

4 実施時期（予定）

令和3年9月	審査会への諮問
10月	契約締結
令和4年1月	結合開始

5 担当部課

健康部健康サービス課（以下「健康サービス課」という。）

6 システム及び外部結合の内容

項目	内容
システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1 新生児訪問申請の受付、産後母親アンケートの収集 保護者（主に産婦）のスマートフォンやパソコン等から申請された新生児訪問の受付及び産後母親アンケートの収集を行う。 2 登録された情報のデータ化及び格納 上記1の情報は母子モ個人情報システムに格納され、江戸川区専用アプリ管理画面（以下「アプリ管理画面」という。）から確認できる。アプリ管理画面には専用のURLからID及びパスワードによりログインする。 3 登録された情報の出力 アプリ管理画面を通じて上記1のデータ（CSV）を出力する。 事業の流れは、別紙1のとおり
システムの構成	<ol style="list-style-type: none"> 1 ハードウェア <ol style="list-style-type: none"> (1) サーバー等 システムに必要なサーバー等については、母子手帳アプリ提供事業者が用意する。 (2) 端末機器 インターネット接続端末を利用する。 2 ソフトウェア及びネットワーク クラウドサービスを利用し、インターネット回線（SSL 暗号化通信）による接続を行う。
外部結合先	<p>母子手帳アプリ「ぴよナビえどがわ」 母子手帳アプリ提供事業者：株式会社 エムティーアイ （東京都新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティタワー35F） プライバシーマーク（JIS Q 15001）、ISO/IEC27001 及び JISQ27001 を認証取得済み なお、令和3年10月1日から母子モ株式会社（住所は同上）に事業継承予定（別添参照）。プライバシーマーク（JIS Q 15001）、</p>

	ISO/IEC27001 及び JISQ27001 の取得申請中であり、同年 10 月に取得予定。
外部結合の方法及び対策	インターネット接続端末と母子手帳アプリ提供事業者が管理・運用するクラウドサービスをインターネット回線(SSL 暗号化通信)により結合する。
運用方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 システム管理者 健康部健康サービス課長(以下「健康サービス課長」という。) 2 システム運用責任者 健康部健康サービス課母子保健係長(以下「母子保健係長」という。) 3 システム利用者 健康サービス課職員のうち、システム管理者が指定した職員 4 システム保守及び障害対応 (1) インターネット接続環境上の通信障害及び端末の動作障害 DX 推進課へ作業依頼を行う。 (2) アプリ上の保守及び障害 母子手帳アプリ提供事業者へ作業依頼を行う。

7 個人情報の保護対策

項目	内容
対象者	出産後 4 か月以内の産婦及びその子ども
情報の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 新生児訪問申請 母親のスクランブル整理番号、母子手帳番号、電話番号、子の出生順位、在胎週数、出生時の体重、身長、胸囲及び頭囲並びに産婦が自宅へ帰る日、出産場所名称及び住所、新生児訪問希望の有無、困っていること・赤ちゃんについて気になること 2 産後母親アンケート (育児のためのアンケート、産後のお母さんのアンケート及び赤ちゃんへの気持ちアンケート) 母親のスクランブル整理番号、母子手帳番号及びアンケートの回答内容
管理責任体制	保護管理責任者 健康サービス課長 保護管理事務取扱者 母子保健係長
外部結合先に係る対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 取得した情報は、アクセス制限及びアクセス記録・ログ等を管理したサーバーや DB 等へ格納する。 2 ファイアウォール等を設置し、最新のウイルス、脆弱性に関する情報を常時取得し、適切な対策を実施する。 3 システムの常時監視による不正アクセスの検知、セキュリティ診

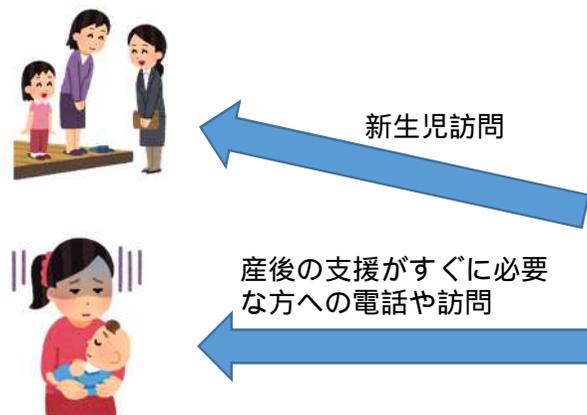
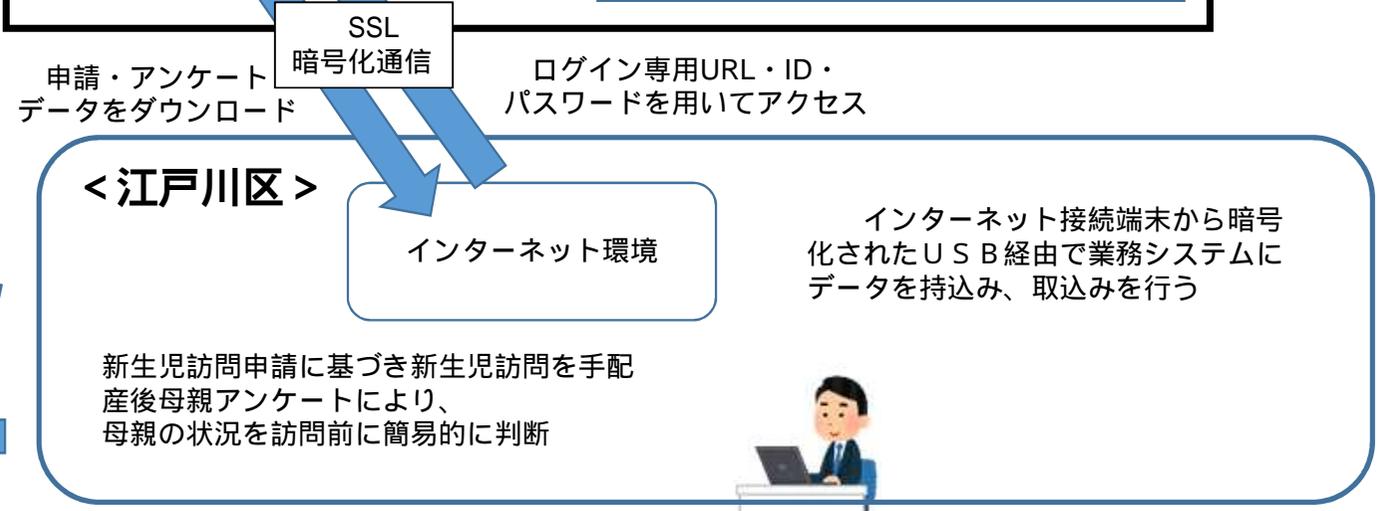
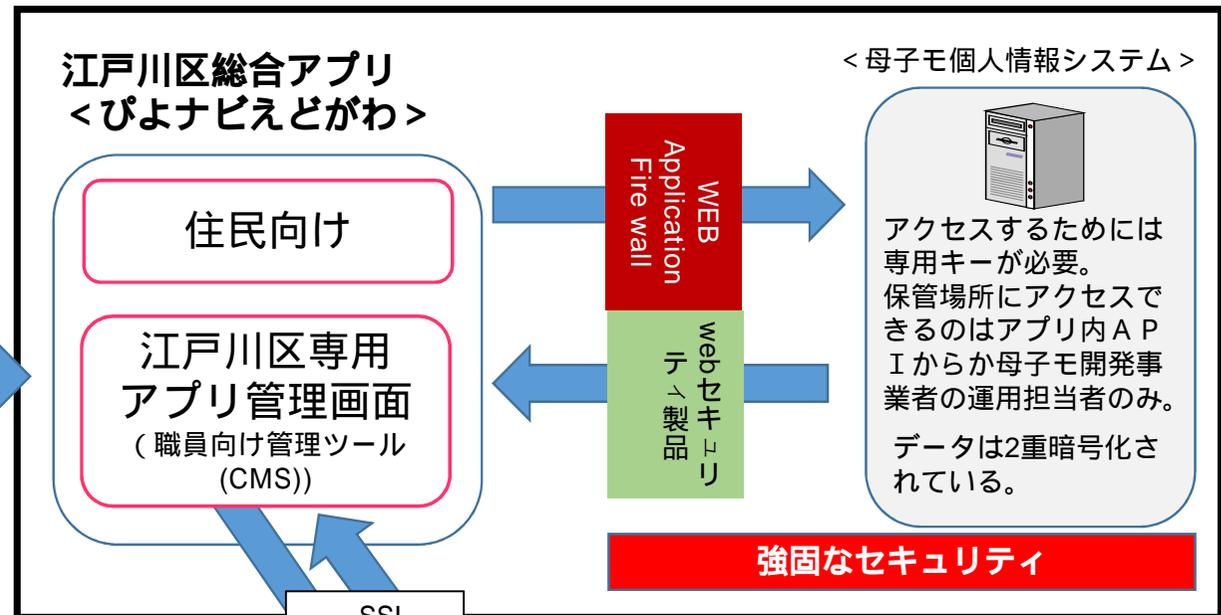
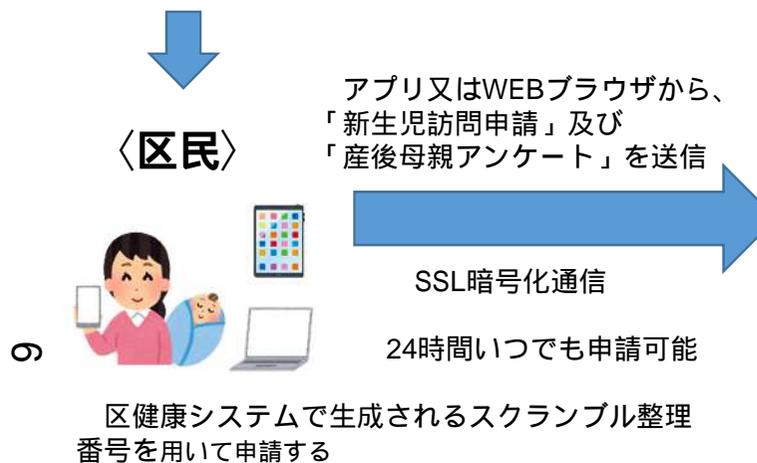
	<p>断を実施する。</p> <p>4 万一漏えい等の事故が発生した場合には、区へ報告するとともに、母子手帳アプリ提供事業者の定める個人情報保護管理体制に沿って、速やかに対策を実施するとともに、再発防止に努める。</p>
<p>実施機関のセキュリティ対策</p>	<p>1 物理的セキュリティ対策 個人情報を取扱う機器は、盗難等を防ぐため、セキュリティワイヤーにより事務室内の所定のデスクに固定する。セキュリティワイヤーの鍵は、保護管理責任者の指定する職員が管理する。</p> <p>2 人的セキュリティ対策 (1) 保護管理責任者は、職員及び母子手帳アプリ提供事業者に対し、条例、江戸川区個人情報保護条例施行規則及び江戸川区情報セキュリティポリシーを遵守させることを徹底する。 (2) システム利用者に対し、江戸川区情報セキュリティポリシー第2章江戸川区情報管理安全対策要綱の第5条情報セキュリティ対策並びに第3章江戸川区情報管理安全対策基準の4.組織体制、8.人的セキュリティ及び9.技術的セキュリティに規定する利用者の責任を徹底する。</p> <p>3 運用上のセキュリティ対策 (1) システム利用者は、保護管理責任者が指定した職員のみとし、管理者用 URL から ID 及びパスワードによる利用者認証を行う。 (2) アプリ管理画面へのログイン履歴やアクセス IP アドレスのログを取得し、定期的に確認する。 (3) インターネット環境に備わっているウイルス対策ソフトウェア及びウイルスパターンファイルにより対策を行う。</p>

8 江戸川区情報セキュリティポリシーへの対応
 別紙2のとおり

母子手帳アプリ「ぴよナビえどがわ」を利用した事業の流れ

【別紙 1】

妊娠届出時に「ぴよナビえどがわ」を周知。
同時に「スクランブル整理番号」を発行し、母子手帳に記載。



「ぴよナビえどがわ」追加機能の情報セキュリティポリシー対応

「ぴよナビえどがわ」は民間事業者が開発した母子健康手帳アプリで、現在、江戸川総合アプリの一つである。

開発事業者はプライバシーマーク（JIS Q15001）や ISMS（ISO/IEC27001 及び JIS Q 27001）の認証を受けており、個人情報に限らず情報資産全般を対象としたセキュリティ体制を保有しており、高いセキュリティレベルと品質が確保されている。

開発元：株式会社 エムティーアイ

10月1日より母子モ株式会社に事業継承予定。プライバシーマーク及び ISMS については認証取得申請中。10月に取得予定。

健康サービス課では、「ぴよナビえどがわ」を活用した子育て世代の育児負担軽減と虐待予防を目的としてクラウドサービスからの申請機能を導入するものであり、これについて、以下のとおり情報セキュリティポリシーへの適合を図るものとする。

項目	システムの対応 【】対応の手法	情報セキュリティポリシーの関係条文
1 管理体制	○システムの本区における管理責任体制 【運用規程に定める】 システム管理者 健康サービス課長 システム運用管理者 健康サービス課母子保健係長	要綱第5条
2 情報資産の分類と管理	○情報資産 【運用規程に定める】 本システムにおいて取り扱う情報は、新生児訪問等相談申込み者情報及び産後母親アンケート回答者情報とし、情報へのアクセス等について制限する。 ○システム利用者（アクセス権）の制限 【運用規程に定める】 職員利用者 = システム運用管理者がその業務においてシステムを利用することが必要と認めた職員 【利用規約に同意した者とする】 サービス利用者 = システムにより新生児訪問等相談申込み及び産後母親アンケートを回答する等のサービス利用者	要綱第5条 基準5

3 情報セキュリティ対策		要綱第5条
(1) 物理的セキュリティ	<p>○サーバ等の設置場所</p> <p>【既設対応済】</p> <p>業務に用いるサーバ等の主要機器は、以下の条件によりクラウドサービス提供事業者が運営するデータセンター内に設置する。</p> <p>(1) データセンターは日本国内にあること</p> <p>(2) データセンターへの入退館管理及びサーバ設置場所等への入退室管理</p> <p>(3) データセンターは24時間365日の有人監視体制で管理されていること</p> <p>(4) サーバ機器、ネットワーク機器の転倒対策</p> <p>(5) サーバ機器、ネットワーク機器の設置環境の施錠(セキュリティポリシーの準拠したセキュリティ対策)</p> <p>(6) 地震・災害対策</p> <p>(7) 冗長化電源の使用</p> <p>(8) 空調設備等の設置環境の冗長化</p>	基準7
(2) 人的セキュリティ	<p>○利用者の役割と責任の徹底</p> <p>【運用規程に定め、システム管理者、システム運用管理者が徹底を図る】</p> <p>利用者に対し、江戸川区情報管理安全対策基準第8条等に規定する利用者の責務及び禁止事項等を遵守するよう、研修等を実施しセキュリティ対策を徹底する。</p>	基準8
(3) 技術及び運用におけるセキュリティ対策	<p>○利用者認証</p> <p>【運用規程に定める】</p> <p>LGWAN 端末の利用者認証、「ぴよナビえどがわ」へ管理画面へのログイン専用 URL、ログイン ID 及びパスワード認証をもって行う。</p> <p>データの外部出力</p> <p>【運用規程に定め、システム運用管理者が徹底する】</p> <p>秘密情報の外部記憶媒体への複写は運用規程に定め、システム管理者又は運用管理者の認める場合のみとする。</p>	基準9 基準10
4 外部委託及び、外部サービス利用に関するセキュリティ確保	<p>○外部委託及び外部サービス利用に関する情報セキュリティ確保</p> <p>【システム運用管理者が実施】</p> <p>委託先について、個人情報等の保護対策を確認するとともに江戸川区個人情報保護条例施行規則第14条に基づ</p>	基準10 基準11

	き個人情報の遵守事項を契約書に規定しその遵守状況を確認する。	
5 障害、セキュリティ侵害の対策	○障害時対応 【運用規程に定める】 不正アクセス、システム障害に対する報告、措置等の対応を運用規程において定める。	要綱 5 条 基準 9
6 運用規程の整備	○運用規程の策定 【システム運用管理者が定める】 情報セキュリティポリシーに即し、1～5項までのセキュリティ対策により、運用規程を策定する。	基準 1 2

注 「要綱」 江戸川区情報安全管理対策要綱

「基準」 江戸川区情報安全管理対策基準